

# 第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月23日（火曜日）

午前10時

開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号

当行本店 4階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照  
ください。）



東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

## 目次

第100期定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	5
計算書類……………	26
連結計算書類……………	29
監査報告書……………	32
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金処分の件……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	39
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）9名選任の件…	49
第4号議案 監査等委員である取締役4 名選任の件……………	55
第5号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬額設定の件…	60
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬額設定の件……………	60
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委 員である取締役を除く。）に対す る譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件……………	60

株主各位

証券コード 8349

2020年6月2日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**  
取締役頭取 村上 尚登

## 第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、株主の皆様には感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

また、安全上の理由によりお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）				
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール  (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 株主総会の目的事項	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="408 338 541 368">報告事項</td> <td data-bbox="541 338 1328 509">           1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件             2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 516 541 546">決議事項</td> <td data-bbox="541 516 1328 857">           第1号議案 剰余金処分の件            第2号議案 定款一部変更の件            第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件            第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件            第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件            第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件            第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件         </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件  2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
報告事項	1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件  2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件				
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」及び「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令及び定款16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当行ウェブサイト (<https://www.tohoku-bank.co.jp/>)

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年6月23日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

**場所** 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月22日(月曜日) 午後5時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月22日(月曜日) 午後5時入力完了分まで

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## (添付書類)

# 第100期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、設備投資は緩やかに増加し、雇用情勢は改善するなど緩やかに回復してはりましたが、消費税の増税や大型台風の襲来、暖冬などの様々なマイナス要因に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気は足元で大幅に下押しされております。輸出や生産の他、国内の消費活動が大きく落ち込み、内閣府が発表した街角景気の現状判断D I、先行き判断D Iについても大きく落ち込んでおります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。また、当面は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を注視し、必要があれば躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

株式市場については、21,000円台でスタートした日経平均株価は、米中間の通商問題を巡る緊張感の高まりや、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大から大幅な下落となり、2020年3月末の終値は18,917円となりました。

#### 岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、公共投資は高水準ながらも減少しており、住宅投資及び設備投資は横ばい圏内の動きとなっております。個人消費については、消費税の増税などの影響による振れを伴いつつも緩やかに回復してきてはりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、弱い動きがみられます。また、生産活動についても、緩やかに持ち直してはりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により弱い動きがみられます。総じて、県内経済は弱い動きとなっております。

## 事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2019年4月より『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』をテーマに掲げた中期経営計画をスタートさせており、「成長予備軍とのリレーション向上」、「農林水産業を中心とした地域経済の活性化」、「事業再生へ向けた持続的なサポート」、「営業店アクションプランの実践」の4つの基本戦略のもと、地元中小事業者への本業支援、金融支援に積極的に取り組んでおります。

当期においては、ビジネスマッチングの強化や各種商談会を活用した販路拡大支援等の取り組みに加え、農業法人の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリ投資事業有限責任組合」の設立を発表しております。農業界では大規模化や法人化が進む一方、農業には天候や自然災害による影響を受けやすい産業特性があり、長期にわたった安定資金の確保が課題となります。当行では以前からアグリビジネスに注力しており、農業の金融支援や販路拡大等の本業支援に積極的に取り組んでまいりましたが、本ファンド活用により、一層の農業の活性化に繋げてまいります。

また当行では地域経済の持続的発展には、新事業の創出や起業家育成が重要であるとの考えのもと、県内の高等専門学校に対し、前期に引き続き、「起業家人材育成塾」実施に必要な寄附金を贈呈いたしました。「起業家人材育成塾」は、学生が地域企業の経営者やメンターの助言を受けて、学生自身のもつアイデアや研究テーマの事業化に挑戦するとともに、起業家精神を学び地域経済発展の担い手へ成長していくことを目指すものであり、当行の中期経営計画のテーマとも合致する取り組みであります。

## 当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前期末比74億3百万円増加したことにより、全体で同56億19百万円増加し8,167億82百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同42億98百万円減少し784億27百万円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け貸出及び中小企業向け貸出の増加などにより、前期末比190億66百万円増加し5,902億64百万円となりました。

有価証券は、前期末比195億45百万円増加し1,974億97百万円となりました。

収益状況は、経常収益は有価証券利息配当金の減少などにより前期比2億26百万円減収の123億90百万円となりました。経常利益は、国債等関係費用の減少及び営業経費の圧縮などにより同2億12百万円増益の18億11百万円となりました。

当期純利益は、同91百万円増益の13億88百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は137億38百万円、経常利益は15億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11億11百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。利益剰余金の着実な積み上げによる自己資本の額の増加等により、単体自己資本比率は前期末比0.22ポイント上昇し8.43%となりました。また、連結自己資本比率は同0.16ポイント上昇し8.68%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、2019年5月に「東京支店及び東京事務所」を、荘内銀行及び北都銀行の東京支店が営業しているフロアへ移転いたしました。経営統合など資本提携を伴わない地方銀行による連携及び3行の地方銀行による共同店舗運営は国内初となっております。また、2019年7月には「宮町支店」を「宮古支店」内へ支店内支店として移転いたしました。さらに、「本宮支店」を「盛南プラザ支店」に集約し、共同店舗の形態で営業しております。店舗外現金自動設備については、「岩手医大トクタヴェール出張所」（紫波郡矢巾町）に新たに設置する一方、3か所を廃止するなど稼働実態の把握による効率的な再配置の実施により、当期末における店舗外現金自動設備は85か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMへ随時入替をしており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブン-イレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

## 当行が対処すべき課題

日本経済は緩やかな拡大から一転、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、マイナス成長が避けられない状況となっております。

地域経済においても同様の動きとなっており、国内外の旅行者の減少による観光業の売上減少、中国からの部品や材料の調達難による製造業の生産減少、自粛要請の拡大による飲食業の売上減少等に伴う資金繰りの懸念が幅広い業種のお客さまに広がっております。今後も新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せないことから、厳しい状況が続くと見込まれております。

このような状況においては、まずはお客さまの資金繰りに対する不安を解消することが先決であり、迅速に取り組む必要性を強く認識しております。当行では2020年2月10日より、「新型コロナウイルス感染症に関するご相談窓口」を全店に設置し、お客さまからのご相談をお受けしております。お客さまの業況の実態把握に努め、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応により資金繰り支援に万全を期すとともに、失われた販売先や毀損されたサプライチェーンの再構築に向けた設備投資や販路開拓等の本業支援に取り組んでまいります。

また、中期経営計画の基本戦略を着実に遂行していくことで、経営体質の強化を図るとともに、お客さまの金融支援や本業支援を通じて地域経済を活性化し、地域力の向上に貢献してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	7,905	8,071	8,108	8,163
	定期性預金	3,838	3,754	3,647	3,531
	その他	4,067	4,317	4,460	4,631
貸	出金	5,242	5,524	5,711	5,902
	個人向け	1,057	1,055	1,062	1,042
	中小企業向け	2,799	3,064	3,215	3,264
	その他	1,384	1,404	1,433	1,595
有	価証券	2,694	2,011	1,779	1,974
	国債	425	187	185	249
	その他	2,268	1,823	1,594	1,725
総資産		8,513	8,552	8,610	8,645
内国為替取扱高		31,059	31,156	31,116	31,396
外国為替取扱高		百万ドル 12	百万ドル 13	百万ドル 10	百万ドル 9
経常利益		百万円 2,141	百万円 1,365	百万円 1,599	百万円 1,811
当期純利益		百万円 1,865	百万円 1,085	百万円 1,297	百万円 1,388
1株当たり当期純利益		円 銭 195 67	円 銭 113 97	円 銭 136 98	円 銭 146 50

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

## (ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	百万円 15,550	百万円 15,566	百万円 13,840	百万円 13,738
経常利益	百万円 2,358	百万円 963	百万円 1,285	百万円 1,599
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,697	百万円 618	百万円 908	百万円 1,111
包括利益	百万円 △914	百万円 703	百万円 1,309	百万円 △616
純資産額	380	382	390	379
総資産	8,538	8,577	8,635	8,665

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	579 人	605 人
平均年齢	40 年 4 月	39 年 7 月
平均勤続年数	16 年 5 月	15 年 9 月
平均給与月額	319 千円	316 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
岩 手 県	48	( 2 )	48	( 2 )
青 森 県	2	( - )	2	( - )
秋 田 県	1	( - )	1	( - )
宮 城 県	5	( - )	5	( - )
東 京 都	1	( - )	1	( - )
合 計	57	( 2 )	57	( 2 )

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を85か所（前年度末87か所）設置しております。

##### ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の1か所新設し、3か所廃止いたしました。

##### ○新設

岩手医大トクタヴェール出張所 (紫波郡矢巾町)

##### ○廃止

奥州市役所出張所 (奥州市)

スーパーセンター紫波出張所 (紫波郡紫波町)

N a n a k 出張所 (盛岡市)

##### ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項なし

##### ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項なし

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	334
---------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
東京支店及び東京事務所店舗の移転	27

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却  
旧東京支店及び旧東京事務所店舗の除却

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項なし

### ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する 子会社等 の比率	その他
株式会社東北 ジェシービーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	1983年 5月17日	百万円 20	% 100.00	—
東北保証 サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	信用保証業務	1984年 10月25日	30	100.00	—
とうぎん総合 リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	1986年 10月22日	20	100.00	—
東北銀ソフトウエア サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	ソフトウェアの開発 並びに販売業務	1987年 8月20日	30	100.00	—

(注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。  
2. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項なし

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項なし

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 上 尚 登	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) 秘書室、東京事務所担当	—	—
横 澤 英 信	専 務 取 締 役 経営企画部、事務統括部 担当	—	—
高 橋 淳 悦	常 務 取 締 役 人事部、市場金融部担当	—	—
佐 藤 健 志	常 務 取 締 役 総務部、支店統括部、資 産運用コンサルティング 部、地域応援部担当	—	—
森 宏 樹	常 務 取 締 役 融資管理部担当	—	—
小野寺 正 浩	取 締 役 役 長 本 店 営 業 部	—	—
村 井 三 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
澤 口 豊 彰	取 締 役 (社 外 取 締 役)	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役	—
宮 田 俊 平	常 勤 監 査 役	—	—
齋 藤 淳 夫	常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	—	—
熊 谷 祐 三	監 査 役	盛岡ガス株式会社、 盛岡ガス燃料株式会社 各代表取締役	—
南 部 利 文	監 査 役 (社 外 監 査 役)	有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社 各代表取締役	—
榎 野 信 治	監 査 役 (社 外 監 査 役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

(当事業年度中に退任した役員)			
氏 名	退 任 時 の 地 位 及 び 担 当	退任時の重要な兼職	そ の 他
國 分 正 人	専 務 取 締 役 秘書室、総務部 担当	—	2019年6月21日開催の 第99期定時株主総会終結 の時をもって辞任

- (注) 1. 取締役村井三郎及び澤口豊彰は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役齋藤淳夫、南部利文及び榎野信治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 村井三郎、澤口豊彰、齋藤淳夫及び南部利文は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
- また、2015年11月25日開催の取締役会で「社外役員の独立性に関する基準」を決議しており、同4氏は当該基準を充足する社外役員であります。
4. 当行では、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、上記のとおり独立性のある社外取締役を2名選任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	報 酬 等	
			固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬
取 締 役	9	153	119	33
監 査 役	6	39	39	—
計	15	192	158	33

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年6月21日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名及び退任した監査役1名を含んでおります。
3. 会社役員に対する株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 取締役（2008年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）  
月額20百万円以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
- ② 監査役（2008年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）  
月額5百万円以内であります。

4. 当行は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その概要等は以下のとおりであります。

① 取締役報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系とする。

② 報酬構成等の概要

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬である「固定報酬」と当期純利益及び各役員の結果を反映した「業績連動報酬」で構成しております。「固定報酬」は報酬総額の7割程度、「業績連動報酬」は報酬総額の3割程度となるよう設計しております。
- ・ 社外取締役に対しては、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給しております。
- ・ 監査役に対しては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮し、監査役会の協議により決定された「固定報酬」のみを支給しております。

③ 報酬の決定方法

- ・ 取締役の報酬については、取締役会が決定権限を有しており、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。
- ・ 監査役の報酬については、監査役会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。

(3) 責任限定契約

該当事項なし

### 3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長
澤 口 豊 彰	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役
齋 藤 淳 夫	—
南 部 利 文	有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社 各代表取締役
樫 野 信 治	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
村井 三郎	4年9か月	当期開催の取締役会12回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から活発な発言を行っております。また、筆頭社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として、経営陣との意見交換を適時行っております。
澤口 豊彰	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席	会計事務所経営者としての経験及び税理士としての専門的な観点から、活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を適時行っております。
齋藤 淳夫	2年9か月	当期開催の取締役会12回及び監査役会9回のすべてに出席	長年県職員として携わった豊富な行政経験と幅広い知見に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。
南部 利文	8年9か月	当期開催の取締役会12回のうち10回及び監査役会9回のうち7回に出席	経営者としての豊富な経験と国内の幅広い交流関係から得た高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。
榎野 信治	9か月	2019年6月21日就任以降開催の取締役会10回のすべてに出席及び監査役会7回のうち6回に出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	22	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2019年6月21日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

## (4) 社外役員の意見

3. 社外役員に関する事項の(1)から(3)に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |              |          |
|--------------|----------|
| 発行可能株式総数 (注) | 30,000千株 |
| 普通株式         | 30,000千株 |
| 第一種優先株式      | 30,000千株 |
- (注) 定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
- |          |          |
|----------|----------|
| 発行済株式の総数 | 13,509千株 |
| 普通株式     | 9,509千株  |
| 第一種優先株式  | 4,000千株  |
- (2) 当年度末株主数
- |         |        |
|---------|--------|
| 普通株式    | 6,380名 |
| 第一種優先株式 | 1名     |

- (3) 大株主  
    普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	552千株	5.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	456	4.82
東北銀行従業員持株会	240	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	196	2.07
株式会社富士電業社	180	1.90
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京支店	174	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	118	1.24
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	116	1.23
富国生命保険相互会社	110	1.16
大樹生命保険株式会社	107	1.13

- (注) 1. 持株数等、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式 (39千株) を除いて計算しております。

## 第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
該当事項なし
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当事項なし

### 6. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 遠藤 明 哲 業務執行社員 戸小 台 誠	34	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (2) 責任限定契約

該当事項なし

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

- ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実  
該当事項なし

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項なし

## 8. 業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。
- ロ 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。
- ハ コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。
- ニ 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。
- ホ 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。
- ヘ 監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。

ロ 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。

ハ リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。

ニ 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

ロ 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。

ハ 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。

ロ コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

(6) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - ・ 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制
  - ・ 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
  - ・ 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
  - ・ 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務を円滑に遂行するため、監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ 監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示・命令は受けないものとする。
- ロ 監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査役が行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ 当行の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- ・ 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。
- ・ 監査役からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ・ 取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。

ロ 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備する。
- ・ 子会社の使用人等は、当行監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(11) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

ロ 監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

### (13) 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を12回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を57回開催しております。

ロ リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運用方針を取締役会が半年ごとに定めALM委員会において管理する体制としております。

ALM委員会は22回開催しております。

ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

ハ コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会は4回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ 当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を4回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査役会を9回開催しております。また、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況、コンプライアンスの状況について監査役と情報交換する監査連絡会を四半期ごとに開催しております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査役会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役に助言することとしております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項なし

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項なし

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項なし

## 12. その他

該当事項なし

# 第100期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	33,819	預当座預金	816,382
現金預け	15,051	普通預金	14,401
コーポレート	18,768	貯蓄預金	432,547
有価証券	20,000	通知預金	12,575
債券	197,497	定期預金	1,117
地方債	24,933	定期積金	335,437
社債	62,774	その他の預金	17,755
株	74,142	譲渡性預金	2,547
その他の証券	4,466	借入金	400
貸出	31,180	借入金	905
割引手形	590,264	その他の負債	905
手形貸付	2,301	未払法人税等	4,505
証書貸付	42,397	未払費用	173
当座	497,858	前受収益	146
外国為替	47,707	給付補填備金	344
外国他店預け	552	リース債務	2
その他の資産	552	資産除去債務	17
前払費用	10,832	その他の負債	32
未収収益	3	睡眠預金払戻損失引当金	3,789
その他の資産	579	偶発損失引当金	16
有形固定資産	10,250	再評価に係る繰延税金負債	148
建物	7,813	支払承諾	822
土地	1,717	負債の部合計	4,425
建設仮勘定	5,486	(純資産の部)	827,606
その他の有形固定資産	73	資本金	13,233
無形固定資産	535	資本剰余金	11,159
ソフトウェア	533	資本準備金	11,154
その他の無形固定資産	381	その他資本剰余金	4
前払年金費用	152	利益剰余金	11,003
繰延税金資産	839	利益準備金	868
支払承諾	1,038	その他利益剰余金	10,135
貸倒引当金	4,425	繰越利益剰余金	10,135
	△3,094	自己株式	△73
		株主資本合計	35,322
		その他有価証券評価差額金	△72
		土地再評価差額金	1,665
		評価・換算差額等合計	1,592
		純資産の部合計	36,915
資産の部合計	864,522	負債及び純資産の部合計	864,522

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 第100期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額	科 目	金	額
経 常 収 益		12,390	特 別 利 益		0
資 金 運 用 収 益	9,644		固 定 資 産 処 分 益	0	
貸 出 金 利 息	7,993		特 別 損 失		6
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,672		固 定 資 産 処 分 損 失	4	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△20		減 損 損 失	1	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0		税 引 前 当 期 純 利 益		1,805
預 け 金 利 息	△1		法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	287	
そ の 他 の 受 入 利 息	0		法 人 税 等 調 整 額	129	
役 務 取 引 等 収 益	1,935		法 人 税 等 合 計		416
受 入 為 替 手 数 料	753		当 期 純 利 益		1,388
そ の 他 の 役 務 収 益	1,181				
そ の 他 業 務 収 益	291				
外 国 為 替 売 買 益	1				
国 債 等 債 券 売 却 益	289				
そ の 他 経 常 収 益	518				
償 却 債 権 取 立 益	52				
株 式 等 売 却 益	335				
そ の 他 の 経 常 収 益	129				
経 常 費 用		10,579			
資 金 調 達 費 用	112				
預 金 利 息	110				
譲 渡 性 預 金 利 息	0				
借 用 金 利 息	0				
そ の 他 の 支 払 利 息	0				
役 務 取 引 等 費 用	827				
支 払 為 替 手 数 料	119				
そ の 他 の 役 務 費 用	707				
そ の 他 業 務 費 用	216				
国 債 等 債 券 売 却 損	78				
国 債 等 債 券 償 還 損	135				
そ の 他 の 業 務 費 用	2				
営 業 経 費	8,540				
そ の 他 経 常 費 用	882				
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	242				
貸 出 金 償 却	5				
株 式 等 売 却 損	544				
株 式 等 償 却	28				
そ の 他 の 経 常 費 用	61				
経 常 利 益		1,811			

# 第100期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	13,233	11,154	4	11,159	773	9,315	10,089	△72	34,409
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					94	△568	△474		△474
当 期 純 利 益						1,388	1,388		1,388
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	94	819	914	△0	913
当 期 末 残 高	13,233	11,154	4	11,159	868	10,135	11,003	△73	35,322

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,508	1,665	3,174	37,583
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△474
当 期 純 利 益				1,388
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,581	-	△1,581	△1,581
当 期 変 動 額 合 計	△1,581	-	△1,581	△668
当 期 末 残 高	△72	1,665	1,592	36,915

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第100期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	33,819	預 金	814,398
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	400
有 価 証 券	196,422	借 用 金	905
貸 出 金	587,606	そ の 他 負 債	7,401
外 国 為 替	552	退職給付に係る負債	15
そ の 他 資 産	16,793	睡眠預金払戻損失引当金	16
有 形 固 定 資 産	7,910	偶 発 損 失 引 当 金	148
建 物	1,745	ポ イ ン ト 引 当 金	22
土 地	5,517	利 息 返 還 損 失 引 当 金	8
建 設 仮 勘 定	73	再評価に係る繰延税金負債	822
その他の有形固定資産	574	支 払 承 諾	4,425
無 形 固 定 資 産	574	負 債 の 部 合 計	828,565
ソ フ ト ウ ェ ア	421	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	152	資 本 金	13,233
退職給付に係る資産	623	資 本 剰 余 金	12,003
繰 延 税 金 資 産	1,132	利 益 剰 余 金	11,370
支 払 承 諾 見 返	4,425	自 己 株 式	△73
貸 倒 引 当 金	△3,317	株 主 資 本 合 計	36,533
		その他有価証券評価差額金	△70
		土地再評価差額金	1,665
		退職給付に係る調整累計額	△150
		その他の包括利益累計額合計	1,444
		純 資 産 の 部 合 計	37,977
資 産 の 部 合 計	866,543	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	866,543

# 第100期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	13,738	特 別 利 益	0
資金運用収益	9,200	固定資産処分益	0
貸出金利息	7,993	特 別 損 失	6
有価証券利息配当金	1,227	固定資産処分損	4
コールローン利息及び買入手形利息	△20	減 損 損 失	1
債券貸借取引受入利息	0	税金等調整前当期純利益	1,592
預 け 金 利 息	△1	法人税、住民税及び事業税	342
その他の受入利息	0	法人税等調整額	138
役務取引等収益	2,392	法人税等合計	480
その他業務収益	1,622	当期純利益	1,111
その他経常収益	523	親会社株主に帰属する当期純利益	1,111
償却債権取立益	52		
その他の経常収益	471		
経 常 費 用	12,139		
資金調達費用	112		
預 金 利 息	110		
譲渡性預金利息	0		
借 用 金 利 息	0		
その他の支払利息	0		
役務取引等費用	848		
その他業務費用	1,161		
営 業 経 費	9,124		
その他経常費用	891		
貸倒引当金繰入額	234		
その他の経常費用	657		
経 常 利 益	1,599		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 第100期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,233	12,003	10,732	△72	35,896
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△474		△474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,111		1,111
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	637	△0	637
当 期 末 残 高	13,233	12,003	11,370	△73	36,533

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,510	1,665	△2	3,173	39,069
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△474
親会社株主に帰属する当期純利益					1,111
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,581	-	△147	△1,728	△1,728
当 期 変 動 額 合 計	△1,581	-	△147	△1,728	△1,091
当 期 末 残 高	△70	1,665	△150	1,444	37,977

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人  
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 遠藤 明 哲<sup>①</sup>  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 戸 小 台 誠<sup>①</sup>  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人  
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 遠藤 明 哲<sup>Ⓜ</sup>  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸 小 台 誠<sup>Ⓜ</sup>  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、中期経営計画の進捗状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株	式	会	社	東	北	銀	行	監	査	役	会
	常	勤	監	査	役	宮	田	俊	平	Ⓔ	
	常	勤	監	査	役	齋	藤	淳	夫	Ⓔ	
	(社	外	監	査	役)	熊	谷	祐	三	Ⓔ	
	監	査	役		南	部	利	文	Ⓔ		
	社	外	監	査	役	榎	野	信	治	Ⓔ	
	社	外	監	査	役						

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

##### (1) 普通株式

第100期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,768,775円となります。

##### (2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円12銭5厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は500,000円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日といたしたいと存じます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当行は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当行定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 上記(1)以外の変更

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を追加するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

#### (3) その他

上記(1)及び(2)の変更に伴う条数の整備など、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査役</li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li><li>③ (条文省略)</li></ol>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>(削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他</u>やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</li><li>③ (現行どおり)</li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章の2 優先株式</b></p> <p>(第一種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当銀行は、第41条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②～③ （条文省略）</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章の2 優先株式</b></p> <p>(第一種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当銀行は、第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②～③ （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第一種優先中間配当金)</p> <p>第12条の3 当銀行は、第42条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>第12条の4～第12条の9 (条文省略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第12条の10 第43条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b> (取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(第一種優先中間配当金)</p> <p>第12条の3 当銀行は、第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>第12条の4～第12条の9 (現行どおり)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第12条の10 第39条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役頭取がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</b> (取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第23条 (新 設)</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会の決議をもって取締役頭取1名を置き、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>② <u>取締役頭取は当銀行を代表し、他に当銀行を代表する取締役を取締役会の決議をもって選定することができる。</u></p> <p><u>(取締役会)</u>  第24条 <u>取締役をもって取締役会を組織する。</u>  ② <u>取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>(取締役会の招集及び議長)</u>  第25条 (条文省略)  ② (条文省略)  ③ <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会の決議)</u>  第26条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役頭取1名を置き、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u>  (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u>  第24条 (現行どおり)  ② (現行どおり)  ③ <u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u>  第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u>  ② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b> (監査役の員数)</p> <p>第29条 当銀行の監査役は、4名以上5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠の監査役)</p> <p>第32条 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>② 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u></p>	
<p>第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	(削 除)
<p>② 常勤の監査役のなかから監査役会の決議により常任監査役を選定することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p>	
<p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p>	
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第36条 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 会計監査人</b></p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 当銀行は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当銀行は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第43条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第37条 当銀行は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当銀行は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	村上尚登	代表取締役頭取	再任	12回／12回 (100.0%)
2	横澤英信	専務取締役	再任	12回／12回 (100.0%)
3	佐藤健志	常務取締役	再任	11回／12回 (91.6%)
4	森宏樹	常務取締役	再任	12回／12回 (100.0%)
5	小野寺正浩	取締役本店営業部長	再任	12回／12回 (100.0%)
6	葛尾敏哉	執行役員北上支店長	新任	—
7	村井三郎	取締役	再任 社外 独立	12回／12回 (100.0%)
8	澤口豊彰	取締役	再任 社外 独立	11回／12回 (91.6%)
9	熊谷祐三	監査役	新任	11回／12回 (91.6%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	<p>むら かつみ なお と 村 上 尚 登 (1952年2月18日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2006年6月 当行常務取締役 2010年6月 同 専務取締役 2011年6月 同 代表取締役専務 2012年6月 同 代表取締役副頭取 2014年6月 同 代表取締役頭取（現任） (秘書室、東京事務所担当)</p>	<p>普通株式 4,000株</p>
<p>&lt;取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由&gt; 2006年に取締役就任以降、主に融資・経営企画・人事担当役員として経営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2011年より代表取締役、2014年からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。</p>			
2	<p>よこ さわ ひで のぶ 横 澤 英 信 (1954年8月22日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2011年6月 当行執行役員事務統括部長 2013年6月 同 執行役員本店営業部長 2014年6月 同 取締役本店営業部長 2015年6月 同 常務取締役本店営業部長 2016年4月 同 常務取締役 2019年6月 同 専務取締役（現任） (経営企画部、事務統括部担当)</p>	<p>普通株式 3,200株</p>
<p>&lt;取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由&gt; 人事部長、事務統括部長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2014年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 行の株式数
3	志 健 藤 佐 (1966年6月6日生) <b>再任</b>	2010年4月 当行戦略サポート部長 2011年5月 同 戦略統括部長 2013年6月 同 参事宮古地区本部長兼宮古支店長 2015年4月 同 参事地域応援部長 2016年6月 同 常務取締役地域応援部長 2017年4月 同 常務取締役(現任) (総務部、支店統括部、資産運用コンサル ティング部、地域応援部担当)	普通株式 1,100株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 宮古支店長、営業推進・営業統括部門長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通 しております。また、2016年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行 の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者 としました。			
4	樹 宏 森 (1963年5月18日生) <b>再任</b>	2009年4月 当行融資統括部長 2012年2月 同 都南支店長 2014年4月 同 久慈支店長 2015年6月 同 参事久慈支店長 2016年4月 同 参事本店営業部長 2016年6月 同 執行役員本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役(現任) (融資管理部担当)	普通株式 2,100株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 融資統括部長、久慈支店長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精 通しております。また、2018年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行 の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者 としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
5	<p>おの でのら まさ ひろ 小野寺 正 浩 (1960年7月30日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2009年4月 当行花巻支店長 2012年6月 同 参事花巻地区本部長兼花巻支店長 2013年6月 同 参事奥州地区本部長兼水沢支店長 2015年6月 同 執行役員水沢支店長 2017年4月 同 執行役員北上支店長 2018年6月 同 取締役本店営業部長(現任)</p>	普通株式 3,100株
<p>&lt;取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由&gt; 花巻支店長、水沢支店長、北上支店長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2018年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			
6	<p>くず お とし や 葛 尾 敏 哉 (1961年4月10日生)</p> <p><b>新任</b></p>	<p>2006年10月 当行黒石野支店長 2010年7月 同 秘書室長 2012年1月 同 秘書室長兼人事部長 2013年6月 同 参事人事部長 2015年4月 同 参事仙台支店長 2015年6月 同 執行役員仙台支店長 2018年6月 同 執行役員北上支店長(現任)</p>	普通株式 2,000株
<p>&lt;取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由&gt; 黒石野支店長、秘書室長、人事部長、仙台支店長、北上支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2015年に執行役員登用以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 行の株式数
7	村 井 三 郎 (1963年7月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1990年4月 検事任官 2000年3月 検事退官 2000年4月 弁護士登録 2000年11月 村井三郎法律事務所開設 2010年1月 盛岡市公正職務審査会会長(現任) 2013年4月 岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 2014年4月 岩手弁護士会理事(現任) 2014年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長(現任) 2015年6月 当行取締役(現任)	普通株式 -株
<p>&lt;取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由&gt;            検事を経て、現在は弁護士として豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。            こうした経験・知見を社外取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			
8	澤 口 豊 彰 (1952年1月2日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1976年4月 国税庁入庁 1980年7月 東京国税局総務部総務課 1982年7月 同 調査第二部 1988年7月 同 直税部資料調査課 1990年7月 国税庁長官官房 1992年2月 国税庁退官 (株)澤口協同会計事務所勤務 2000年3月 (株)澤口協同会計事務所代表取締役(現任) 2014年6月 当行取締役(現任)	普通株式 -株
<p>&lt;取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由&gt;            税理士、企業経営者として企業経営及び財務、税務全般に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。            こうした経験・知見を社外取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
9	くまが い ゆう そ 三 熊谷祐三 (1947年8月7日生) <b>新任</b>	1991年3月 盛岡ガス(株)代表取締役社長 1991年11月 盛岡ガス燃料(株)代表取締役社長 1994年6月 当行監査役 2002年6月 同 取締役 2016年6月 同 監査役(現任) 2017年3月 盛岡ガス燃料(株)代表取締役会長(現任) 2018年3月 盛岡ガス(株)代表取締役会長(現任)	普通株式 一株
	<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 地元企業の経営者として長年携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、1994年より当行の社外監査役、2002年より社外取締役、さらに2016年からは監査役として、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。		

- (注) 1. 当行は、熊谷祐三氏が代表取締役会長を務める盛岡ガス株式会社及び盛岡ガス燃料株式会社との間に貸出金等の取引があります。
2. 上記1. を除き、各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
3. 村井三郎氏、澤口豊彰氏は、社外取締役候補者であります。
4. 村井三郎氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 澤口豊彰氏は、税理士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
6. 当行は、村井三郎氏、澤口豊彰氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、両氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当行は、村井三郎氏、澤口豊彰氏、熊谷祐三氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行と非業務執行取締役である各氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	高橋淳悦 <small>たか はし じゅん えつ</small>	常務取締役	新任	11回／12回 (91.6%)
2	齋藤淳夫 <small>さい とう あつ お</small>	常勤監査役	新任 社外 独立	12回／12回 (100.0%)
3	榎野信治 <small>かや の しん じ</small>	監査役	新任 社外 独立	10回／10回 (100.0%)
4	館脇幸子 (現姓 大友) <small>たて わき さち こ</small>	—	新任 社外 独立	—

(注) 榎野信治氏は、2019年6月21日の監査役就任後に開催の取締役会10回の全てに出席しております。

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	<p>高橋 淳悦 (1962年2月9日生)</p> <p><b>新任</b></p>	<p>2006年6月 当行融資統括部長                      2009年4月 同 八戸支店長                      2012年2月 同 経営企画部長                      2013年6月 同 参事経営企画部長                      2015年6月 同 執行役員経営企画部長                      2016年6月 同 常務取締役経営企画部長                      2017年10月 同 常務取締役                      2018年3月 同 常務取締役融資部長                      2018年4月 同 常務取締役(現任)                      (人事部、市場金融部担当)</p>	<p>普通株式 900株</p>
<p>&lt;監査等委員である取締役候補者とした理由&gt;                      融資統括部長、八戸支店長、経営企画部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2016年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>齋藤 淳夫 (1955年4月11日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p>	<p>1980年4月 岩手県庁入庁                      2010年4月 同 商工労働観光部長                      2012年4月 同 沿岸広域振興局長                      2014年4月 同 政策地域部長                      2015年4月 同 企画理事                      2016年7月 地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長                      2017年6月 当行常勤監査役(現任)</p>	<p>普通株式 600株</p>
<p>&lt;監査等委員である取締役候補者とした理由&gt;                      1980年に岩手県庁入庁以降、県職員として地方行政に長年携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2017年6月からは常勤監査役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	かやの しんじ <b>権野 信治</b> (1953年10月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1976年4月 株式会社読売新聞社入社 2002年8月 株式会社読売新聞東京本社編集委員 2008年1月 同 論説副委員長 2012年6月 株式会社宮城テレビ放送取締役 2013年6月 同 常務取締役 2017年6月 株式会社テレビ岩手 代表取締役社長(現任) 2019年6月 当行監査役(現任)	普通株式 一株
<監査等委員である取締役候補者とした理由> 報道関係会社に長年携わっており、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、2019年6月からは社外監査役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
4	たてわきさちこ <b>館脇 幸子</b> (現姓 大友) (1979年7月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	2006年10月 弁護士登録 2010年3月 エール法律事務所入所(現任) 2011年10月 個人版私的整理ガイドライン 登録専門家(現任) 2018年11月 仙台事業再生研究会 幹事(現任) 2018年12月 中小企業庁 経営革新等支援 機関認定(現任) 2020年4月 仙台家庭裁判所家事調停委員(現任)	普通株式 一株
<監査等委員である取締役候補者とした理由> 弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 当行は、権野信治氏が代表取締役社長を務める株式会社テレビ岩手との間に貸出金等の取引があります。
2. 上記1. を除き、各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 齋藤淳夫氏、権野信治氏、館脇幸子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 齋藤淳夫氏は、県職員として地方行政に長年携わり、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を的確に遂行できるものと判断しております。

5. 榎野信治氏は、報道関係会社に長年携わり、企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
6. 館脇幸子氏は、弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を的確に遂行できるものと判断しております。
7. 館脇幸子氏は、婚姻により大友姓になりましたが、旧姓の館脇にて弁護士業務を行っております。
8. 当行は、齋藤淳夫氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、同氏が監査等委員である取締役として選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、榎野信治氏、館脇幸子氏につきましては、両氏が監査等委員である取締役として選任された場合、両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
9. 当行は、齋藤淳夫氏、榎野信治氏、館脇幸子氏が監査等委員である取締役として選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行と非業務執行取締役である各氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考)

## 「社外役員の独立性に関する基準」

当行の独立役員は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去5年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第88期定時株主総会において月額200万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

### 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第88期定時株主総会において、月額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」をご承認いただきますと、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額220百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）、

当行の監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内となります。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記(1)に定める地位を退任した場合には、当行は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

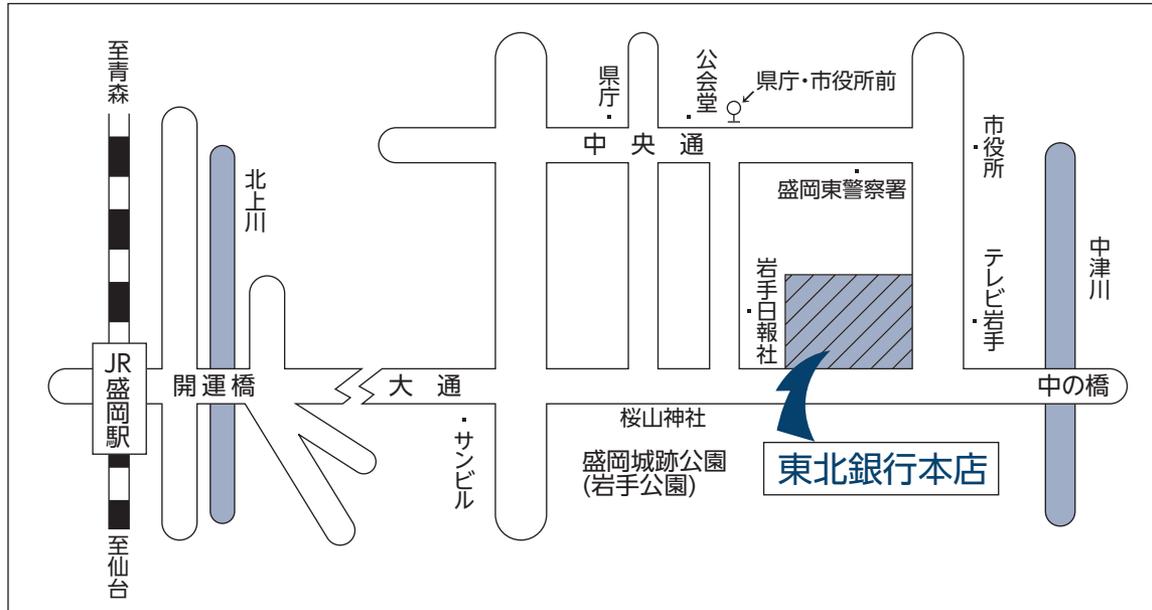
本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号  
東北銀行本店 4階ホール  
電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車  
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。